

各 部 課
各出先機関

香芝市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市職員服務規程の一部を改正する訓令

香芝市職員服務規程（平成17年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「所属長」を「直属の上司（以下「所属長」という。）」に改める。

第6条第1項中「所持」を「所持し」に改め、同条第4項中「に、損傷した場合はこれに損傷した現物を添えて提出し」を「を提出（損傷したときは、損傷した現物を併せて提出）し」に改め、同条第5項中「新たな職員証」の次に「又は名札」を加える。

第10条第1項中「退庁するとき」を「退庁するときは」に改め、同条第4項を削る。

第11条第5項中「とりあえず」を「速やかに」に、「速やかに」を「遅滞なく」に改める。

第14条を次のように改める。

（欠勤）

第14条 年次有給休暇の日数を超え、若しくは承認を受けず、若しくは勤務命令に反し、正規の勤務時間中に勤務しないとき、又は正当な理由がなく第10条第1項から第3項までに規定する手続がないときは、欠勤とする。

第17条中「行わなければ」を「所属長に提出しなければ」に改める。

第18条第1項中「第5条の4」を「第35条」に、「短時間勤務職員を除く。」を「短時間勤務職員においては、当該職員が勤務すべき勤務時間」に、「所属長」を「、所属長」に改め、同条第2項中「職員は」の次に「、臨時に登庁し、庁舎に出入りするときは」を加え、「に定める場合に臨時に登庁し、庁舎に出入りするときは、宿直室に備え付けの」を「の例により、」に、「記載」を「必要事項を記入」に改める。

第19条中「申し出」を「申出」に改める。

第20条を削り、第21条を第20条とする。

第22条中「所属長」を「、所属長」に改め、同条を第21条とし、第23条を第22条とする。

第24条第1項中「の発生」を「が発生したこと」に改め、同条を第23条

とする。

第25条中「これの」を「これらの」に改め、同条を第24条とし、第26条を第25条とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。